

産別会議の組織と運動

研究史整理と通史再構成の試み

兵頭 淳史

はじめに

- 1 産別会議をめぐる研究動向
 - 2 産別会議の組織と運動の史的展開
 - (1) 結成直後の攻勢
 - (2) 2・1スト後の動揺
 - (3) 主流派と民同派との抗争
 - (4) ドッジ・ライン下における衰退の進行
 - (5) レッド・パージから解散まで
- むすびにかえて

はじめに

1980年にはじまった、法政大学大原社会問題研究所による産別会議関係当事者からの聞き取り調査およびその調査記録の刊行が開始から20年を経過した節目にあたるこの2000年に、『証言・産別会議の誕生』に続く2冊目の証言集刊行という形で一応の区切りを迎えることとなる。このことは、史料状況の前進という面で産別会議研究が新たな段階に入りつつあることを意味するものと言えよう。

以前別稿で述べたように⁽¹⁾、産別会議を客観的歴史的な考察対象とした研究は未だ初期段階にあるというべきであり、収集された当事者証言の史料価値の確定といったことも含め、史的検討の対象としての産別会議は、まだこれから解明されるべき広大な問題領域を有している。本稿の第一の課題は、そうした研究を本格的に進展させるための前提となる作業として、産別会議をめぐるこれまでの議論状況を整理し、研究史上の問題点を抽出することである。そして、その結果として浮かび上がってくる問題点を踏まえた新たな視点から産別会議の歴史像の再構成を試みるのが本稿のふたつ目の課題である。

(1) 兵頭淳史「法政大学大原社会問題研究所編『証言・産別会議の誕生』」(書評)『大原社会問題研究所雑誌』456号, 1996年。

なお本稿は、冒頭で紹介した聞き取り調査にもとづく共同プロジェクト「産別会議の史的検討」の一環として、総論的な位置付けをもつものとして執筆されたものである。したがって、本稿で展開される産別会議の歴史叙述は、今後進展するであろう当事者証言のより詳細な検討や文書史料の整理と分析を通じて修正を加えられ、あるいは精緻化されてゆくための、いわばたたき台を提示するというごく限定された作業にすぎないことを確認しつつ、以下、上述した課題にそって論述を進めてゆく。

1 産別会議をめぐる研究動向

他のさまざまな全国的労働団体や政党などと同じく、産別会議もまたそれが同時代の生きた現実であったときから、すでにその存在や行動がさまざまな角度から議論や分析の対象となってきた。したがって、産別会議について論じた文献といっても、政治的論評や時論的なものまで含めれば、現在われわれが目にするものだけでもそれこそ枚挙にいとまがなく、そうしたものも含め全てについて網羅的に検討することは手に余る作業である。ここではさしあたって「史的検討」の対象としての産別会議ということに限定する意味で、1970年代以降の研究者による主要な業績に限定して、これまでの研究動向を概観してみることにしよう⁽²⁾。

最初に登場した主要な流れは、敗戦直後における日本の「労働者階級」ないしは「人民」が「民主主義革命」という課題に当面していたと前提した上で、この（未完に終わった）歴史的課題の達成に向けての闘争の中に産別会議の運動を位置付けようとする研究動向であった⁽³⁾。イデオロギッシュな表現上の外皮を取り去ってこうした諸研究に共通する問題設定における特徴を抽出するならば、国家権力の所在をめぐるコンフリクトというマクロ・レベルでの“政治”に対して、産別会議がいかなる形でかかわっていたのか、および、そのかかわりかたを党派的・実践的観点からしていかに評価すべきか、という点に関心が集中していたと言える。

今日の視点に立ってこうした問題関心のありよう自体についての価値的な当否を問題にすることはあまり意味のないことであろう。だが方法論上の問題として見るならば、「民主主義革命」など

(2) さしあたり70年代以降を対象とするのは、史料状況など基礎的な条件の整備にともない産別会議を「史的検討」の対象とした研究が本格化しはじめたのがこの時期からと見ることができるといえる。すなわち、70年に産別会議唯一の正史である『産別会議小史』が、73年に機関紙『労働戦線』がそれぞれ復刻され、またその復刻版『産別会議小史』の収録された『労働運動史研究』誌は「産別会議」を特集として組み、関係当事者の座談会や手記が収められた。さらに70年代全体を通して産別会議にかかわった運動当事者の回想録が次々に刊行されている（70年代における産別会議の研究状況については遠藤公嗣「戦後日本労働運動史の研究動向と課題」『季刊労働法』116号、1980年をも参照）。

(3) こうした研究動向については遠藤、前掲論文を参照。代表的な研究文献をいくつか挙げれば、戸木田嘉久「戦後変革と大衆闘争」歴史学研究会・日本史研究会編『講座日本史』8巻、東京大学出版会、1971年、同『社会変革と労働組合運動』大月書店、1974年、梅田欽治「戦後日本民主主義革命期の歴史的意義」『歴史評論』257号、1971年など。

の術語が帯びていた意味の不鮮明さや⁽⁴⁾、運動の成果が研究者によってア prioriに指定された、当時の「労働者階級」なり「人民」なりにとっての政治目標から評価されるという点もさることながら、運動の展開の要因が、「占領政策」ないしは共産党の政治方針のあり方、「統一戦線」の成否、あるいはより抽象的に「情勢」といった言葉で表現されるマクロ・レベルの政治的要素に、媒介項無しに容易に還元されてしまうという傾向を共通してもっていた点を指摘せねばならない。つまりそうした媒介項が存在しないか曖昧であるがゆえに、例えば“戦線の統一は労働運動の勝利にとって不可欠の条件である”といった先験的な命題を、因果関係の分析にあたっても忍び込ませざるをえなくなるという問題をはらんでいたのである。

もっとも、これら諸研究の間にも、そうした政治目標として「民主政府」樹立を最も重視する場合と「統一戦線」形成を最も重視する場合とによって、またそれにかかわって、議会外における大衆運動の直接的圧力を通じた政権交代の可能性をいかに判断するか、といった点をめぐる違いにより、産別会議の運動に対する評価について微妙な差異は存在する⁽⁵⁾。すなわち、「民主政府」樹立を重視し大衆運動による政権奪取の現実的可能性を高く評価する立場の研究は、「10月闘争」や2・1ストに代表される産別会議主導の大規模争議（計画）が、経済闘争のみならず政府打倒をめざすゼネストという政治闘争の側面をも有していたことを概して肯定的に評価するのに対して⁽⁶⁾、「統一戦線」形成そのものを重視し、大衆運動による直接的な政権奪取の可能性は低いものであったと見る研究は、そうしたストライキ闘争が政治闘争としての性格を帯びていたことについて相対的に否定的な評価を下すのである⁽⁷⁾。だが注意しなければならないのは、後者にせよ、大衆運動による政権奪取ということ自体を原理的に否定的にとらえるものではなく、あくまでも現実的可能性如何という視点からの評価であったことである⁽⁸⁾。要するにこれらの諸研究は、いずれも、議会制民主主義という制度自体よりは「労働者階級」を中心とした大衆運動による政治変革に高い価値をおいていたという点で共通していたと見るべきであろう。

(4) というのも、この「民主主義革命」という言葉は、普通選挙制と複数政党制に基づく議会制度、あるいは言論・集会・結社の自由、さらには労働基本権をも含めた基本的人権を保障する制度の確立というところに限定されるものではありえない（なぜなら、そうした制度的改革は占領軍の手によって労働運動主体の意図とはかかわりのない次元で進められており、労働運動を含む大衆運動による「民主主義革命」とはそうした制度改革にとどまるものではありえない）にもかかわらず、それでは「民主主義革命」とはいかなる状態が実現されることなのか、という点が「民主政府樹立」といった用語以上には内容の面で明確化されることはなかったからである。

(5) こうした研究のバリエーションについては、例えば神田文人「統一戦線論」同編『占領と戦後改革』日本評論社、1979年などを参照。

(6) 典型的なものとしては戸木田、前掲『社会変革と労働組合運動』、塩田庄兵衛『日本社会運動史』岩波書店、1982年などが挙げられる。

(7) 例えば、神田、前掲論文、山田敬男「戦後民主主義革命期の労働運動」『歴史評論』283号、1973年など。

(8) 例えば、前掲の山田論文においては「この時期には、権力に接近する基本的闘争形態は大衆運動との結合を前提にした選挙・議会闘争以外になかった。ゼネストや武装蜂起等による政権奪取の形態は客観的・主体的諸条件からしても不可能であった」（2-3頁）とある。

この基本的立脚点をより透徹させ、さらに「民主主義革命」という概念の不明確さを批判する文脈から登場するのが、70年代末から80年代初頭にかけて発表された山本潔の「社会主義革命仮説」に立つ一連の研究であった。すなわち山本は、戦争・敗戦・革命的労働者組織の分離・工場ソビエトならびに地域ソビエト樹立、という過程を経て実現したロシア革命の歴史的経験を重視する立場から、第二次大戦敗戦後の日本において同様の過程が現出する可能性を検討し、生産管理闘争を闘いつつあった事業所レベルの労働者組織を工場ソビエトに発展させる明確なリーダーシップをもたなかった共産党の労働運動指導方針に対する批判的分析を加えるのである⁽⁹⁾。

この山本の研究を産別会議研究という観点から見た場合の意義については後にあらためて言及することとして、その一方で、同じ80年代に現れる全く逆の方向からの批判的研究、すなわち、議会制民主主義により積極的な価値を認める立場から、産別会議の運動の、とくにマクロ政治とかわる側面に対して明確な否定的価値評価を与える研究動向に目を向ける必要がある。これは、産別会議内における日本共産党のフラクション活動という問題にとくに着目する、渡部徹・高橋彦博などの諸研究である⁽¹⁰⁾。これらの研究によれば、2・1ストを頂点とする産別会議の運動は、共産党フラクションによって「機関占拠」され、「引き回され」た結果として生じたものである。そして、産別会議がその後急速な衰退過程をたどるのは、そのようなあり方に対する産別会議の中からの「自己批判」の動きまでもが、共産党フラクションによって「葬り去られた」ことに起因する「内部崩壊」の結果であるとされる⁽¹¹⁾。その反面、「共産党フラクションの排除」による組合の「民主化」を掲げて組織された民主化同盟(民同)派の運動に高い評価が与えられる。このように、渡部・高橋らの研究は、70年代における主要な研究動向とは価値判断の点で正反対のベクトルをもつものではあった。だが、それにもかかわらずこれらの研究は、専らマクロな政治とのかかわりにおいて運動の展開過程を分析するという性格を濃く有するという点では、実はそれまでの研究動向の帯びていた方法論上の問題をはらんだ傾向をより強めるという一面をもつものでもあった。

ともあれこのように、70年代から80年代前半にかけての産別会議研究・戦後初期労働運動研究の中で、各論者のある種の党派性をも帯びた立脚点の相違を反映した、全く相貌の異なるいくつかの歴史像と評価が示されてきた。そしてその後は、80年代以降における現実の日本および国際社会の動向をも反映して、渡部・高橋らの研究に代表される否定的見解が産別会議評価としては一般的に浸透してきたと見てよいであろう⁽¹²⁾。反面、山本の業績は、ロシア革命モデルの戦後日本への適用という、見方によってはきわめて非現実的で、かつ、今日的視点からすれば価値的にも一般には容認され難いであろう性格を帯びた「社会主義革命仮説」ゆえに、徹底して批判的となってきた

(9) 山本潔『戦後危機における労働運動』1977年、同『読売争議』1978年、同『東芝争議』1983年(いずれも御茶の水書房刊)。

(10) 渡部徹「細谷松太論」『細谷松太著作集』1巻、鼎出版会、1981年、高橋彦博「民同運動とナショナル・センターの再編」日本現代史研究会編『戦後体制の形成』大月書店、1988年など。

(11) 高橋、前掲論文、191頁。

(12) このことは、例えば法政大学大原社会問題研究所編『証言・産別会議の誕生』総合労働研究所、1996年の、吉田健二執筆による「あとがき」に端的に表現されている。

と言ってよい。だが実は、少なくとも産別会議研究にかかわる部分に限ってみれば、その後の研究史の展開にとって最も画期的な（言うまでもないことであるが、「画期的」という語には「良い」「好ましい」というニュアンスも、逆に「悪い」「好ましくない」というニュアンスも含まれていない）意義を有していたのは、この山本の研究であった。

上述したように、山本の研究をめぐるのは、そのユニークかつ論争的な「社会主義革命仮説」に議論の焦点が集まりがちである。しかしながら、山本にあっては、産別会議の運動が展開される時期はもはや「資本主義対社会主義」が実質的争点とはなりえず、資本主義の枠内における労資対抗の次元へと争点が移動していると捉えられていることに注意しなければならない。すなわち山本は、産別会議およびその傘下組織の運動を、なにがしかの革命、別言すれば国家権力そのものをめぐる政治闘争のアリーナにおけるものとしてではなく、資本主義体制内における労働者の位置をめぐる、言い換えれば広い意味での労働条件をめぐる闘争のアリーナにおけるものとして分析を加えている。山本自身の概念を用いて具体的に表現するなら、産別会議の運動とは「低賃金・過度労働・無権利状態」を現出せんとする経営者陣営の動きに対抗して「高能率・高賃金・団体交渉権確立」を求める運動であるとの捉え方が基本的にはなされているのである⁽¹³⁾。実はそういう意味で、山本の研究を産別会議をめぐるものとして見た場合に限っていうなら、70年代における主な潮流であった「民主主義革命」の視点から産別会議・戦後労働運動を捉える研究動向と、対抗軸の把握のしかたにさして大きな差異があるわけではない。

むしろ、山本の研究についてより重視すべきことは、一国における労資（労使）間の関係の総体を、マクロ・ミクロ両レベルの密接な運動を意識しつつも、基本的には個別企業をアリーナとする諸主体の相互行為によって決定される関数とみる視角から分析を加えるという方法であると思われる⁽¹⁴⁾。この方法によって、党派的・実践的問題意識を従来の研究以上に鮮明に打ち出したものでありながら、山本の研究は、運動をめぐる因果関係の分析にあたって価値判断と結びついた先験的命題から自由なものとなりえたとと言える。山本の一連の研究が産別会議研究にとって一つの画期となったというのは、こうした方法論上の革新と、それを具体的に展開する素材としての個別争議への着目という点においてであった。すなわち80年代後半から90年代にかけて、企業内労使関係あるいは企業内権力構造のレベルに焦点を当てて「産別会議型」労働運動の内実を分析し、そこから戦後労働運動・労使関係の特質を剔抉せんとする研究が著しい進展を見ることはよく知られている⁽¹⁵⁾。

とはいえ、言うまでもなく、そうした諸主体の相互行為の結果として成立した戦後日本の労資（労使）関係に対する山本の特質規定までもがそれらの諸研究においてもそのまま引き継がれたわけではない。山本による「高能率・高賃金・団体交渉権確立」という特質規定は、言うなれば先進資本主義国に共通するフォード主義的蓄積体制の中心的要素であって、戦後日本の労資（労使）関係のあり方を普遍性の中に解消してしまうものにほかならない。もちろん、70年代後半における世

(13) 山本、前掲『戦後危機における労働運動』76-79、275-276、287-288頁、同、前掲『読売争議』318-319頁。

(14) 山本、前掲『戦後危機における労働運動』11頁、同、前掲『読売争議』144-145頁を参照。

(15) その反面、80年代を通じて、経済復興会議・経営協議会をめぐる研究や調査活動に関する業績を除けば、指導部レベルや組織全体に焦点を当てて産別会議の運動を考察する研究に顕著な進展は見られなくなる。

界資本主義を全般的危機状況と捉え、その中で日本資本主義が迎えるであろう「労資激闘」から革命への可能性を問うという問題意識から出発した山本にあっては⁽¹⁶⁾、戦後日本における労資（労使）関係の中に、特殊性ではなく普遍性をこそ見出そうとするこうした結論は自然なものであったとも言える。

ところが山本の見通しに反して「労資激闘」状況は現出せず、それどころか現実にも生まれたものは、80年代におけるいちはやい不況脱出と諸外国に抜きんできた高いマクロ経済的パフォーマンスを生み出した要因として絶賛すらされるほどの「良好な」労使関係であった。もちろん、他方ではそうした「良好な」労使関係の下に存在しているのは「過労死」という言葉に象徴されるような労働者にとって苛酷な実態であるとの告発も数多くなされたが、いずれにせよ、歴史的アプローチをとる労働問題研究は総体として、こうした状況を反映し、欧米諸国との共時的な比較の場においた際に日本の労資（労使）関係がいかなる特質をもっているかという問題の解明に主たる問題関心をおく方向へと展開してゆくのである。

かかる研究動向の中で、産別会議をめぐる研究もまた、労働組合あるいは労資（労使）関係のあり方の戦後日本の特質との関係で産別会議型労働運動をいかに位置づけるか、という問題関心を中心に展開をみせることとなる。その際注目されたのは、山本にあっては実は位置づけが必ずしも明確ではなかった「経営権の蚕食」状況（あるいは「拘束された経営権」）をめぐる問題であった。すなわち、生産管理闘争や10月闘争における激しい争議を経て、産別会議傘下の企業・事業所レベルの組合は、職制機構やブルーカラー・ホワイトカラー間の差別処遇といった既存の企業秩序を事実上解体に追い込む一方で、労働条件をめぐる団体交渉主体という機能を超えて、企業の経営や生産活動に深くコミットする集団となり、逆に経営者側にとっては経営に関する意思決定の自由が拘束されるという事態が生まれた。これは、労働市場における「労働力商品の売り手」としてのドライな自己認識を有した歴史的経験に欠け、自らの発想と行動を企業の枠内に限定する傾向のある労働者意識という主体的条件に、敗戦にともなう窮乏化と企業の生産活動の麻痺という状況が結びつくことによって生じた事態であった。こうした状況そのものは、占領政策の転換その他の情勢変化によって立ち直った経営者によって最終的には克服されるにいたるが、同一企業に雇用される（正規雇用の）労働者は全員が「従業員」として平等であり、企業とはそうした従業員全員によって構成されるものである、とする発想がその後も日本の企業内労使関係を規定するものとなる、というのである⁽¹⁷⁾。

このようなアプローチは、それ自体としては、比較労働史の観点から見て興味深い論点を提示す

(16) 山本、前掲『戦後危機における労働運動』4頁。

(17) 三宅明正「戦後改革期の日本資本主義における労資関係」『土地制度史学』131号、1991年、同「東芝争議（1945～46年）敗戦と「従業員組合」の生成」労働争議史研究会編『日本の労働争議』東京大学出版会、1991年、東條由紀彦「東宝争議（1948年）「生産復興」と「産別型団結」の終焉」同前、二村一夫「戦後社会の起点における労働組合運動」渡辺治他『戦後改革と現代社会の形成』岩波書店、1994年など。また、二村一夫「日本労使関係の歴史的特質」社会政策学会編『日本の労使関係の特質』御茶の水書房、1987年や、栗田健『日本の労働社会』東京大学出版会、1994年は、はるかに長いスパンを対象とした研究文献であるが、こうした研究動向の中に位置づけることのできるものと見てよいであろう。

るものであった。だがこうした諸研究は、労働運動のあり方を規定するものとして、戦前以来の伝統を有する日本の労働者意識というものの存在をア priori に重視し、マクロ・レベルの政治という局面での諸主体の動きや、それと企業・事業所レベルでの労使の相互行為との接点となるべき、産別会議指導部の方針などの要素はほぼ視野の外におくという、70年代とは逆の“偏向”を帯びるものであったと言える。

そしてこのような“偏向”は、これらとは対照的な結論を導くものであった山本の研究にも実は既に胚胎していたと言わねばならない。単位組合が重要な主体として取り扱われている反面、ナショナルセンターとしての“産別会議”やその指導部がほとんど登場しないということもその一つの現れとして挙げるができるかもしれないが、さらに重要なのは次のような点である。すなわち、山本の言う「過度労働・低賃金・無権利状態」か「高能率・高賃金・団体交渉権確立」という争点にとって、労働組合法や労働基準法といった法制度が確立しているか、またそれがいかなる内実をもっているかといったことは重要な指標となるはずである。そしてそうした法制度を生み出す、マクロ政治というアリーナにおける諸主体の闘争は、各個の生産点における争議とはまた別の力学によって展開されたという可能性は当然ありうる。だが山本の研究にあってはそのような可能性は先験的に捨象されていると言わねばならないのである⁽¹⁸⁾。

実際、例えば共産党があくまで政治権力の獲得を第一義的な目的とする「政党」である以上、個別企業のレベルにおいて生じる労使間のコンフリクトとは別次元の論理で動くことがあるのは当然である。そして労働組合たる産別会議が、各レベルにおけるフラクション活動を通じて共産党の政治闘争への大衆の動員装置としての機能を客観的には果たしていたことは、おそらく大筋で間違いないところであろう。必要なことは、そうした政党との関係自体を“あるべき”労働運動の姿に反するものとして、倫理的に非難したり、またそれゆえに“必然的”に崩壊したと結論づけたりすることではなく、逆に、産別会議の運動の「戦闘性」「階級性」に対して心情的に共感をよせることでもない。共産党と産別会議等の労働組合とのそのような関係や共産党の方針が現実の労資（労使）関係という局面においていかなる作用をもたらし、さらにそうしたミクロないしはメゾ・レベルの労使関係が逆にマクロな政治のレベルにいかんフィードバックしたのか、ということの解明こそが取り組まれるべき課題なのである。

本来、こうした問題を最も鮮明に意識するところから出発したはずの山本の研究であったが、前述したような方法論上の“偏向”ゆえに、実際の分析においてこうした視角が十分に生かされたとは言いがたい。そして、争議や企業内労使関係への着目という点で山本の系譜を引き継ぐ諸研究において、そうした問題はさらに等閑に付されることとなったのである。

すでに産別会議の研究史という範囲を超え、戦後初期労働運動史全般にかかわる研究史上の問題点に言及するものとなってしまったが、これまでの研究の流れをかくの如く俯瞰したとき、マク

(18) 同様の視角からの批判としては、遠藤、前掲論文を参照。またこうした方法論上の問題から生じたと思われる具体的な歴史的事実認識上の問題点に対する批判の例としては、兵頭淳史「1946年の「労働攻勢」に関する考察 国鉄・新聞・電産争議における日本共産党と産別会議の政治指導をめぐる」『九州歴史科学』26号、1998年、30頁を参照。

ロ・レベルの政治というアリーナにおける諸主体の織り成す相互行為と、マイクロ（企業）レベルにおける（さらにはメゾ（産業）レベルも含め）それとがいかに作用しあったのかということが、今後に解明の余地を大きく残した重要な課題であると見ることができるであろう。そう考えたとき、各レベルにおける動きの結節点に位置するものとして、ナショナルセンターとしての産別会議そのものが再び重要な検討課題として浮上せざるをえない。実際、90年代後半に入って、大原社研の聞き取り調査の記録をも利用して、再び産別会議指導部レベルに主たる焦点を当てた研究も現れはじめてはいるが⁽¹⁹⁾、方法的にも実証面でも不十分なものであると言わねばならない⁽²⁰⁾。こうした意味でも、産別会議研究はまさに緒に着いたばかりなのである。

2 産別会議の組織と運動の史的展開

このような研究史の到達点を踏まえた上で、では今日の時点においてわれわれは産別会議の運動史をいかに描き出さるのであるか。われわれは、関係当事者へのヒアリングという基礎作業が一応の区切りをつけるに至ったところで、これまでの歴史像を事実の面から精緻化し修正を加えてゆくための材料を手にしたと言えるが、同時に、これまでの歴史叙述の方法論的問題を克服した新しいフレームワークに基づいてそうした作業を遂行して行かねばならない。もとより、現段階においてそうした課題は筆者自身の力量を超えたところにあることは言うまでもないが、今日の時点において利用しうる限りの材料をもとに、今後のより実証的な研究によって修正を加えられるべき粗削りな原像を提示することも、研究の進展にとって無益な作業ではなからう。

こうした観点から、以下本稿では、産別会議の運動の史的展開について筆者なりの視点から略述することを試みることにしたい。その際、大原社研の聞き取り調査によって得られた証言にも、とくに重要な点をめぐるものについてはできる限り言及してゆくが、証言者によって異なった事実が語られている場合、いずれの証言が正しいかという判断をあえて下すことはせず双方を併記して、今後の研究において解明さるべき論点として提示するにとどめることにしたい。また、本稿中においてとくに断りなく「証言」という言葉が使われている場合、それは大原社研による聞き取り調査の記録を指すものとする。

(1) 結成直後の攻勢

1946年8月19日、21の産業別組織、約163万名（当時の全組織労働者の約43%）の人員を組織し

(19) 兵頭淳史「産別会議民主化同盟の成立過程」『大原社会問題研究所雑誌』451号、1996年、同、前掲「1946年の「労働攻勢」に関する考察」など。

(20) ただ、本稿の中では言及することができなかったが、例えば西成田豊の諸研究は、産別会議こそ主体として前面には登場しないものの、ここで述べた課題を十分に意識したものと言える（参照、西成田豊「占領期日本の労資関係 「拘束された経営権」の問題を中心に」中村政則編『日本の近代と資本主義』東京大学出版会、1992年、並びに同「戦後危機と資本主義再建過程の労資関係」油井大三郎・中村政則・豊下櫛彦編『占領改革の国際比較』三省堂、1994年）。

て産別会議は正式発足した⁽²¹⁾。この結成が事実上日本共産党の指導の下に行われたことは周知の事実であり、各証言者の証言も総じてこれを裏付けるものとなっている。そして結成後においても産別会議の組織的意思決定にあたっては共産党が大きな影響力を行使しうる回路が存在していたことも通説となっているが、そうした回路としていくつか存在したものの中でいずれの比重が大きかったのかということについては、証言者によって違いを見せている。すなわち、産別会議事務局の中心人物の一人で2・1スト後には共産党産別会議事務局細胞キャップであり、その後細谷とともに産別民同を結成する三戸信人によれば、「各単産の委員長や執行委員を中心に、共産党の労対や中央オルグ」も参加して構成された「水曜会」という中央フラクションの機能が、事務局細胞などと比較しても決定的に重要であり、「産別会議の指導・運営は事実上、“水曜会”で決めていた」という状態であったという⁽²²⁾。これに対して当時共産党指導部における労働運動指導の実質的責任者であった長谷川浩の証言では、共産党の産別会議への影響力行使というのはむしろ各単産への個別指導という形が主であり、「水曜会」は「当面の政治問題を労働組合の幹部に伝えること」を主たる機能とするものであって、その役割はさして大きなものではなかったという⁽²³⁾。

さて、産別会議が結成された当時の情勢は次のようなものであった。すなわち、軍需補償の打ち切りからむ「企業整備」問題が浮上してきたことに伴う解雇への不安や、対前年比500%を超える水準にまで達した高率のインフレによる実質的な賃金切り下げに対する不満が労働者の間に拡大してきたことなどを背景に、政府・占領当局の抑圧姿勢の下で生産管理闘争が困難化したことによって46年5月頃からいったんやや沈静化していた労働争議がストライキを主要な形態として再び激発傾向を見せつつあった⁽²⁴⁾。中でも焦点となっていたのが人員整理をめぐる国鉄・海員の争議であったが、結成早々の産別会議指導部はさらにこれを全産業にわたるゼネラル・ストライキへと発展させ、吉田内閣の打倒と、共産党を含む連合政権を意味する「民主政府」の樹立をめざす政治闘争とすることを企図した。こうした目論見は、スト決行直前における整理案撤回によって国鉄ストが不発におわったことで実現しなかったが、産別会議指導部はその後引き続き新聞単一・電産などを主軸としたゼネストによって政府打倒をめざす、いわゆる「10月闘争」に取り組んでいった。

この点に関して、細谷松太が別に自らの回想録において、「10月闘争」は徳田球一が共産党再建一周年を記念する闘争として構想し、細谷に指示して開始されたと記述しているが⁽²⁵⁾、『証言・産別会議の誕生』に収録された証言においては、同様の企図は長谷川浩によって発案されたとの発言になっている⁽²⁶⁾。これに対し長谷川の「10月闘争」をめぐる証言には、自身にせよ徳田にせよ「10月闘争」を共産党再建一周年を記念するものとして構想したという趣旨の発言内容は全く現れ

(21) 産別会議史料整理委員会『産別会議小史』（復刻版が『労働運動史研究』53号、1970年に所収、127頁。以下、頁数はこの復刻版による）。

(22) 「産別民同がめざしたもの（2） 三戸信人氏に聞く」『大原社会問題研究所雑誌』490号、1999年、65頁。

(23) 前掲『証言・産別会議の誕生』187-188頁。

(24) 兵頭、前掲「産別会議民主化同盟の成立過程」20頁。

(25) 細谷松太「産別記」『細谷松太著作集』2巻、鼎出版会、1981年、314頁。

(26) 前掲『証言・産別会議の誕生』120頁。

ず、「10月闘争」はあくまで傘下組合による下からの動きとしてはじまったとしている⁽²⁷⁾。

だがいずれにせよ、少なくとも表面的にはこうした共産党および産別会議指導部の政治方針に沿う形で、全炭・東芝・日映演などの傘下産業別組織や企業レベルの組織は賃上げ・減首反対などを掲げて次々とストライキに突入していった。この結果、賃上げなどの経済要求実現、あるいは経営協議会設置といった経営参加あるいは企業内権力をめぐる側面では各企業ないしは事業所レベルにおいて相当の成果が獲得され、産別会議傘下労組の存在する多くの主要な民間大企業において、後に「経営権の蚕食」と言われる状況の現出を見ることとなった。だが占領当局の出方を懸念する共産党の指導方針の動揺も影響し、吉田内閣打倒と「民主政府」樹立といった政治目標の実現に結びつくような規模の「ゼネスト」は結局のところ実現しなかった⁽²⁸⁾。

だが、同年11月末より産別会議傘下組織である全通・国鉄東京地方労組などを含む公共部門の労組が全官公庁共闘を結成して再び賃上げ闘争を開始すると、それと相前後して社会党・総同盟の左派が倒閣方針と院外闘争重視さらには共産党・産別会議との共闘姿勢を見せはじめたこととあいまって、産別会議はこの動きに、ゼネストによる「倒閣 民主人民政府樹立」という政治目標実現の機会を三たび見出し、翌47年が明けて間もなく、全官公庁共闘が2月1日のゼネスト突入を決定するとともに、産別会議指導部もこれとの「共同闘争」を宣言し、総同盟および中立諸組合を含めて構成されるゼネストのためのカンパニア組織として全国労働組合共同闘争委員会（全闘）を結成するなどを通じ、民間・公共両部門のあらゆる産業にわたるゼネストへと発展させることを企図するに至ったのである。

(2) 2・1スト後の動揺

周知のごとくこの2・1ゼネストはマッカーサーの指令を直接的契機として中止に追い込まれたが、このことは産別会議の運動にとってひとつの転機となった。すなわちこれ以降、産別会議が政治目標実現へ向けて「ゼネスト」を戦術として掲げることは、少なくとも表面上はなくなるのである。

さらに、この後の政治情勢の推移は、産別会議の組織にとっても転機をもたらすこととなった。すなわち、一つは全労連の結成であり、他の一つはいわゆる「自己批判」問題の発生と産別会議民主化同盟（産別民同）の成立である。

まず全労連は、2・1ストにおける全闘の経験を引き継ぎ、全労働組合の戦線統一と世界労連への一括加盟を目指して、産別会議・総同盟の他中立組合の多くも含めて組織労働者の84%、446万人を傘下におさめて結成されたものである。この全労連は、当初は加盟各団体の全会一致による意思決定を条件とする緩やかな協議機関として結成されたが、片山・芦田両内閣期を通じた社共間および総同盟・産別会議における対立が激化する中で翌48年には総同盟が脱退する。これに対して産別会議は（ということはおそらくは共産党指導部は）、47年11月における第3回大会以降、中立単産と産別会議加盟単産の合同による産別再編を進め、それにとまう傘下单産の産別会議脱退は容

(27) 同前172-177頁。

(28) 兵頭、前掲「1946年の「労働攻勢」に関する考察」。

認しつつ、それに代わって再編単産を全労連の傘下にはおさめ、全労連を実質的なナショナルセンターとして機能強化をはかってゆくという方向性をもった組織方針をとることとなる⁽²⁹⁾。こうした方向性は最終的に、産別会議の衰退状況が顕著なものとなった50年になると、産別会議を全労連に解消するという方針にまで発展するのであるが、このことが結果的に、同年における団体等規制令による全労連の強制解散にともなって、産別会議に決定的な打撃を与えることになった。このことについて吉田資治が「産別会議を結成当初の方針の唯一のナショナルセンターにしていくという方針は貫かれなかったのです。私どもは当事者でしたから、この点での悩みというものは、人に話してもわからないでしょう」と⁽³⁰⁾、自己批判とも無念さの吐露ともとれる含蓄のある発言をしていることは興味深い。また細谷松太も「これ（全労連）を連合体にしようとした産別会議は、全労連、産別を含めて崩壊していく事情をつくった」（括弧内引用者）と述べている⁽³¹⁾。いずれにせよこの全労連については、産別会議と密接に関わる問題であるにもかかわらずこれまでほとんど研究が進んでおらず、こうした証言の含意をも含めて今後研究の余地が大きく残された領域であると言えよう。

さて、もうひとつの組織上の問題である「自己批判」と産別民同についてであるが、産別民同成立までの経過は以前別稿において詳しく論じたので⁽³²⁾、本稿においてはその経緯はごく簡単に述べるにとどめる。すなわち、2・1スト中止命令の直後にマッカーサーが衆議院の解散総選挙を指示したことは、ゼネスト一步手前の段階にあった労働組合員の現状不満のエネルギーを選挙へと動員することによる「民主政府」樹立への展望が未だひらけているとの希望を、共産党指導部および細谷を中心とする産別会議指導部に抱かしめることとなった。しかしその選挙結果は、産別会議の組織内候補は全員落選、共産党の議席は6から4への減少と、産別会議指導部の掲げる政治方針を労働者が必ずしも積極的に支持していないとの判断を迫る結果に終わった。このことは、産別会議傘下の組織と共産党との双方の内部に「自己批判」の動きを惹起し、それは必然的に産別会議総体としての「自己批判」を求める動きへと結実していった。これを受けて産別会議指導部で「自己批判」を推進する動きを担ったのは、事務局次長の細谷松太であった。だがこの産別会議の「自己批判」は、それまでの運動の成果に自信を持つ傘下組織や、労働組合内における党フラクション活動の否定にまで「自己批判」が発展することを警戒しはじめた共産党指導部の強い抵抗に会い、7月における産別会議臨時大会での決定の段階においては、玉虫色の表現による採択を余儀なくされた

(29) 全日本産業別労働組合会議編『産別会議はどう闘うか 第二回定期大会決定方針』真理社、1949年、46-51頁。こうした方針は、炭鉱労組や化学産業労組の産別再編に最も明瞭な形で具体化され、また金属産業においてもそれに近い形での再編が実現しつつあった（この点についての詳細は『労働戦線』1947年11月16日付、労働省編『資料労働運動史・昭和23年』労務行政研究所、1954年、600頁（以下、『資料労働運動史』各年版については書誌データを省略）、『資料労働運動史・昭和24年』405頁）。

(30) 前掲『証言・産別会議の誕生』244頁。

(31) 同前151頁。

(32) 兵頭、前掲『産別会議民主化同盟の成立過程』。なお、三戸信人が当事者の立場から同論文に対して全面批判を加えているので（前掲『産別民同がめざしたもの（2）』60-61頁）、あわせて参照のこと。

⁽³³⁾。加えて、この「自己批判」の動きにおいて中心的役割を担った細谷は、この大会後、産別会議事務局次長のポストを離れることとなる。

なお、この細谷の事務局次長退陣の原因に関して、臨時大会後新たに事務局長となった吉田資治は、細谷が産別会館建設の仕事を「サボった」ためであると、通説とは異なる証言をしているのに対し⁽³⁴⁾、三戸信人の証言においては、この「自己批判」をめぐる共産党指導部と細谷ら事務局細胞との確執が原因であると示唆され、通説を支持するものとなっている⁽³⁵⁾。

さらに、総選挙の結果を受けて成立した片山社会党首班内閣が7月に策定した「新物価体系」下における生活水準への不満から、再び賃上げを争点とする労働争議が活発化しはじめると、こうした動きによって反政府闘争を再び進めようとする共産党中央に近いグループと、社会党・総同盟ブロックとの協調を重視する細谷グループとの間の亀裂が決定的なものとなった。結局、共産党中央の強力な梃子入れによって産別会議指導部内で少数派に追い込まれた細谷グループは47年末から48年にかけて共産党から離脱するとともに、産別会議内から共産党の影響力を排除することを掲げて産別会議民主化同盟（産別民同）を結成したのである。

（3）主流派と民同派との抗争

他方、共産党中央の方針に沿った運動を進めようとする産別会議指導部内の主流派は47年11月の第3回大会において、反片山内閣や社会主義的経済再建（産業の「国営人民管理」）を目標として掲げる運動方針を採択するなど、政治闘争色を再び鮮明なものとしていった。その戦術として「ゼネスト」に代わって打ち出されたのが、共産党の「地域人民闘争」にそったものとされる「地域闘争」および「職場闘争」であった。この戦術は、当時産別会議傘下における最大単産であり、47年6月の国鉄労組単一化により国鉄東京地方労組が産別会議を脱退して以降、唯一の公共部門労組となっていた全通において、47年夏から京阪神のいくつかの職場において発生していた組合員の自然発生的な集団欠勤を、新しい争議戦術として評価する中から生まれたものであったが、このことは事実上、争議行為突入の是非や闘争戦術の選択について産別会議や各単産中央での判断や指導を完全に放棄することを意味するものであり、結果として産別会議の組織と運動に大きな動揺や混乱をもたらすことになった。

例えば全通は、共産党系主導の下で、48年2月にはじまる全官公統一賃金闘争において各地方組織および職場組織（支部）単位で「地域闘争」を激発させていったが⁽³⁶⁾、下部組織に批判・動揺の動きが現れたことから3月には再び中央指導部の統制下での全国統一ストへと戦術を切り替えた直後に、この争議は2・1スト禁止のマッカーサー指令に抵触するという趣旨のGHQ経済科学局長マーカットによる「覚書」発表によって全国ストが中止に追い込まれ、要求についても不満なま

⁽³³⁾ 同前24-26頁参照。

⁽³⁴⁾ 前掲『証言・産別会議の誕生』240頁。

⁽³⁵⁾ 「産別民同がめざしたもの（3） 三戸信人氏に聞く」『大原社会問題研究所雑誌』492号、1999年、58-59頁。

⁽³⁶⁾ 『資料労働運動史・昭和23年』64-71頁。

まの妥結を余儀なくされた⁽³⁷⁾。いわゆる「3月闘争」であるが、長谷川浩によって、こうした通説的整理とは異なる注目しうる証言もなされている。すなわち長谷川証言によれば、全通の「3月闘争」の收拾は、現場オルグに近いところで指導にあっていた長谷川自身などがなおもストを継続しようとしていたところ、徳田球一によってスト中止が強く指示されたこと、そしてその指示を受けた長谷川が、全通・全官公内党グループ(フラクション)を通じて西尾末広と裏交渉した結果、西尾から予想を上回る妥協案を引き出したことによる中止、という経緯をたどったというのである⁽³⁸⁾。だが、この争議妥結局面をめぐる長谷川証言が事実であったにせよ、全通の闘争戦術が方向性を見失い迷走状態を呈しつつあったことは同じ長谷川の証言からも窺いうところである。

さらに民間部門に目を転ずれば、1947年末から48年にかけて産別会議傘下にある事業所・企業レベルの組織は、なおも窮迫する労働者の生活条件を背景として自主的な判断から次々と賃上げを主要な争点とする争議に突入していったが、1945・46年段階とは異なり、新しい経営者の下で労使関係の転換を図ろうとしてつづいた経営サイドの強硬姿勢を前に、強力な共産党細胞の存在する職場の組織ほど客観的には展望の乏しい長期争議に追い込まれていった。畢竟このような争議は、その長期化にともなって組合員大衆の中に、争議の先行きに対する見通しの不透明感から単位組合指導部あるいは共産党細胞の非妥協的な闘争方針に対する不安を生み出さずにはおかず、それは争議過程において第二組合や組合内反共産党グループが生まれる条件を作り出すものでもあった。

他方産別民同は、結成直後から、総同盟、および国鉄労組反共連盟(後に国鉄労組民主化同盟(国鉄民同)と改称)など産別会議外の組織を含む各単産内に形成されつつあった反共産党グループとの連携を強める一方で、金属・化学部門の民間大企業を中心とする企業・事業所レベルの組合内においても共産党細胞に対抗する組織を育成・支持しつつ、こうした第二組合の結成を支援することをも通じて組織拡大を図っていくこととなる⁽³⁹⁾。

こうした単位組合における反共産党細胞の動きについて細谷松太は自身の証言の中で「大衆を(共産党)フラクションが掌握していた形跡がほとんどなく、「大衆の意識の変化というか、感覚の変化によって共産党への信頼が一夜にしてなくなって、むしろ大衆の中に反共の感覚がほうはいとして起こって」きた結果であると分析し⁽⁴⁰⁾、その典型として挙げた三菱重工下丸子工場の例については「(徳田球一が)一番信用していた坂本(登)君が先頭を切って離反して、それをきっかけに雪崩を打って一夜にして(共産党細胞が)崩れ」たという(括弧内引用者)。これに対して、その三菱重工下丸子工場共産党細胞の指導者であった山崎良一の証言は、「民同への具体的な動きが出てきたのは、昭和22年10月から80余日にわたってつづけられた長期ストが敗北して以降です。この長期ストの中で、戦後いち早く共産党に入党した^(ママ)阪本登の動揺がはじまったのがきっかけでした。細胞でも彼を説得したのですが、脱落を食い止めることはできませんでした。彼はしだいに民

(37) 元井久夫『新版・日本労働運動史』労務行政研究所、1983年、180-182頁参照。

(38) 前掲『証言・産別会議の誕生』193頁。

(39) 典型的な例としては、48年3月における川崎製鉄争議、同年9月における旭化成延岡工場争議などを挙げることができる。詳細は『資料労働運動史・昭和23年』452-468、496-504頁。

(40) 前掲『証言・産別会議の誕生』141、145頁。

同的性格をつよめ、仲間を集め、共産党との対立を深めて」いったが、「民同に反対する勢力もまた大きかった……三菱の労働者は共産党の細胞活動を支持してくれて、民同の企ては失敗に終わったのであって、50年10月のレッドパージこそが「組合にとっても、党の細胞にとっても一大打撃で……この結果、昭和26年には組合はほぼ完全に民同派に握られて」しまったと⁽⁴¹⁾、細谷とは対照的な見方を示している。

いずれにせよ、こうした組織拡大の結果、産別民同は、48年5月2日には京浜地区の「60工場の代表約100余名」を集めた「京浜地区代表者会議」を⁽⁴²⁾、同年6月には名古屋に各職場組織の代表者235人を集め「全国大会」を開催するまでに至った⁽⁴³⁾。

他方、自らの指導方針の混迷と民同派の侵食によって徐々に組織の縮小過程をたどりはじめた産別会議にとって、次の大きな打撃となったのは、言うまでもなく、48年7月に発出された、公共部門労組からの争議権剥奪を趣旨とする、いわゆるマッカーサー書簡とそれに基づく政令201号であった。これらに関する法的な観点からの評価はここではさておき、マッカーサー書簡が、5月以降全逋を含む全官公が再び賃金闘争を再燃させ6月には産別会議指導部がこの賃金闘争を「売国政権を打倒」する闘争へと転化せよとの方針を打ち出していたという状況下において発出されたという事実は、全逋を中心とする産別会議主流派の運動の急進性は組合の利益を損なうものであるという民同派の批判に根拠を与えるものでもあった。

だがこのことは、47年末から徐々に形成されつつあった共産党および産別会議主流派の反米民族主義的傾向をいっそう強めることにもなった。例えば、政令201号発令後まもなく、北海道の国鉄労組新得分会員によって「職場離脱」闘争が展開され、職場を離れた組合員らが「民族独立袖原青年行動隊」を名乗っていたのは有名であるが⁽⁴⁴⁾、これに関して長谷川浩も「共産党からは増田格之助が指導に入っていました。彼は「この闘争は民族独立のたたかいである」と、労働者にぶっていたのです……野坂参三と伊藤律も北海道に遊説に行っています。その時の野坂の演説がものすごく民族主義的に訴え」たと語っている⁽⁴⁵⁾。

しかしこうした「職場離脱」がいかに強い民族主義的心情に発するものであろうとも、当然のことながら、マッカーサー書簡や政令201号の施行に直接の影響を及ぼしうるものではなかった。そして現実には、この政令によって産別会議傘下における最大最強の組織であった全逋や、結成以

(41) 「山崎良一氏に聞く(4) 三菱重工下丸子労組の結成と活動」『大原社会問題研究所雑誌』358号、1988年、65-68頁。

(42) 『民主化同盟』1948年5月10日付。

(43) 『民主化同盟』1948年6月20日付。

(44) 詳細は、佐野稔「国鉄職場放棄闘争にかんする覚書 - 新得闘争(1948年)を中心として - 」『労働史研究』創刊号、1984年を参照。なお、この闘争は「職場放棄」とよばれることも「職場離脱」とよばれることもある。そしてどちらの用語も、47年における、全逋の地方組織を中心に起こった自然発生的集団欠勤という、全く性格の異なる「争議」を指すこともあってたいへん紛らわしい。本稿においては、この48年における国鉄などの例は、労働者のより意識的な動きであることを重視して「職場離脱」という言葉を使用し、後者については「職場放棄」とも「職場離脱」とも呼ばずに「集団欠勤」という語を用いることとした。

(45) 前掲『証言・産別会議の誕生』195頁。

来たびたび共同闘争を組んできた国鉄労組をはじめとする公共部門労組の闘争力は著しく制約を受けることになる。

のみならず、このことは産別会議における内部抗争がさらに顕在化し分裂への動きが加速する契機ともなった。すなわち、例えば全通において、従来の運動方針を「極左的」と批判し産別会議からの脱退を主張する「再建同盟」派が東京地協の指導部を掌握するなど急速に台頭の兆しを見せはじめた他⁽⁴⁶⁾、産別民同も「今日最悪の事態を招くにいたった全官公、産別会議を中心とする共産党の極左主義こそはただに官公労働者のみならず全労働者に対する犯罪行為」であると⁽⁴⁷⁾、書簡を発送した占領当局よりも産別会議主流派・共産党に非難の矛先を向け、8月には「極左幹部の即時総退陣」というスローガンを打ち出すなど⁽⁴⁸⁾、産別会議主流派・共産党の指導方針に対する批判のトーンを一段と上げたのである。

さらに、産別会議主流派と産別民同の対立はこのころから民間単産の組織問題をめぐっても激化していった。すなわち、先に見た全労連再編強化へ向けた産別再編の動きの一環として47年中から存在した、金属関連産業（一般機械・電機・鉄鋼・車輛・自動車・造船など）の諸単産の合同によって「大金属」を結成する構想が、48年半ばには全日本機器・全鉄労・全車両の3単産の先行合同といった形をとって具体化しはじめた⁽⁴⁹⁾。逆に全労連の再編強化に反対する総同盟は6月に全労連を脱退していたことなどからも、産別民同はこの金属合同に対しても「極左的」再編であるとして批判の矛先を向け、反共産党グループの活動が顕著な単位組合や既に産別会議から脱退した単位組合がとりわけ多く存在していた機械工業部門において、京浜工業地帯を中心とするこうした企業レベルの組織を結集した新たな単産組織を結成する動きを展開しはじめたのである⁽⁵⁰⁾。

また化学工業部門においても両派の対立が、ここでは一企業を舞台とする争議をめぐるとして主要な争点として表面化してきた。産別会議傘下の化学単産たる全日本化学産業労組（全日化）は6月の大会においては「全日化には民同に参加せるものなし」とした上で「民同解散に付ては(マ)全日化自体としては之をなさず」と決定していた⁽⁵¹⁾。ところが9月、全日化傘下の九州における最大組織である延岡工場労組を中軸とする旭化成労連が賃上げ要求の争議に入ってから、この問題をめぐって状況が大きく変化した。当初この争議は、戦術の面では、時間外労働停止というさして強硬ともいえないものであったが、「生産のすべてを大幅に労働者の手に移す事」「会社の生産計画や管理を組合が行う事」「獲得得る最大のものを獲得赤字でも要求する事」「政府に対する闘争である事」といった闘争目標に対して、これを「政治的色彩が濃厚であり、極左的破壊的思想である」と批判するグループが組合を脱退、第二組合を結成するに及んで争議は泥沼化し、最終的には第一組合の

(46) 『資料労働運動史・昭和23年』585-587頁。

(47) 産別会議民主化同盟「声明書」『民主化同盟』1948年7月30日付。ただし、「現政府」と「資本家」が「書簡を悪用してますます反動攻勢を強化しようとしている」ことへの警戒感も示されている。

(48) 『民主化同盟』1948年8月20日付。

(49) 『資料労働運動史・昭和23年』594頁。

(50) 『民主化同盟』1948年9月10日付、および9月20日付。

(51) 全日本化学産業労働組合第2回臨時大会「組織方針」(『資料労働運動史・昭和23年』794頁)。

全役員を含む56人の大量解雇、第一組合解散という形で、産別会議系組合の惨敗に終わった⁽⁵²⁾。この争議において産別民同は常任実行委員の一人であった三戸信人を派遣して直接指導にあたるなど、第二組合を積極的に支援する体制をとった⁽⁵³⁾。このような産別民同の行動は全日化指導部の姿勢をいっきに硬化させた。全日化は11月に開いた第3回大会において「旭化成の第二組合を全日化業種別の全組織よりボイコットする」と決議するとともに、民同を「敵であり、断固闘争し」なければならない組織と規定、これを「組織として認めない」ことを決定したのである⁽⁵⁴⁾。

このように産別民同は、48年半ば以降、産別会議の傘下組織、とりわけ金属・化学という基軸部門に生じつつあった分裂の動きを促進するとともに、従来とってきた産別会議内部での「民主化」という方針から一步踏み出し新ナショナルセンター設立をも辞さない姿勢をとり始めたのであるが⁽⁵⁵⁾、産別会議第4回大会が開かれたのは、主流・民同両派の対立がかくのごとく極めて険悪化しつつある状況下、48年11月のことであった。この大会は当初から「民同問題」が焦点となるものと見られていたが⁽⁵⁶⁾、代議員数において多数派を形成し得ない民同派は、大会冒頭から代議員の資格審査に疑義をはさみ、大会成立の無効確認を要求する戦術をとった。結局この問題に関して民同派の主張は通らず、「民同は反労働者的である」「民同解散すべし」との動議が採択され、民同派代議員は退場した⁽⁵⁷⁾。さらにこの大会において民同派執行委員の落合英一らを所属単産から除名することを求める決議が採択されるなど⁽⁵⁸⁾、ここに至って産別会議からの産別民同の組織分裂は決定的となったのである。

(4) ドッジ・ライン下における衰退の進行

さてここで第4回大会段階における産別会議の組織規模に目を向ければ、15単産1,250,877名であり、前年の第3回大会時から比べて5単産、約5万人の減少である⁽⁵⁹⁾。このうち単産数の減は、新聞単一脱退を除けば、金属3単産の合同や全石炭結成にともなう全炭の脱退など、産別会議内の再編や前述した全労連再編強化方針にそったものと見られる再編の一環であり、人員数の減少も前年比約4%というものにすぎない。したがってこうした数値のみをとりだせば、48年中には産別会議の勢力は未だほとんど衰えておらず、また、この大会において産別会議指導部のレベルでは民同派を完全に排除して共産党員グループを中心とする一枚岩的な態勢が再構築されたとも見える。しかしながら、その組織の状況を各産業別ないしは企業・事業所別組織のレベルまで降りてみたとき、

(52) 『資料労働運動史・昭和23年』499-504頁。

(53) 大谷徹太郎「旭化成問題をめぐって 延岡出張報告」『民主化同盟』1949年10月20日付。

(54) 全日本化学産業労働組合第3回定期大会「戦線統一の件」(『資料労働運動史・昭和23年』917頁)。

(55) 細谷松太「新産別運動の提唱」『労働運動』2巻8号、有紀書房、1948年10月、並びに民主化運動調査室「新運動の条件と基盤」同前。

(56) 小松久磨「産別会議第4回大会」『労働評論』4巻1号、1949年1月。

(57) 『労働戦線』1948年11月26日付、『民主化同盟』1948年11月30日付、および『資料労働運動史・昭和23年』920-925頁。

(58) 同前並びに『資料労働運動史・昭和23年』931頁。

(59) 前掲『産別会議小史』188-189頁。

これまで見てきたように、主要単産においてすら民同派の影響力が漸次浸透しつつあることが確実に窺えるのであり、しかも前述したような、全国指導部が指導部としての実質的機能を著しく低下させつつあるという事態とあいまって、産別会議の組織は弱体化の色を確実に帯びはじめていた。

こうした組織の弱体化は49年のドッジ・ライン下において企業整備をめぐる労働争議が激発してゆく中で速やかに露呈されてゆくこととなる。すなわち周知のごとく、アメリカの占領政策の基調が民主化から早期の経済復興へと明確に舵を切ったことの端的な表現として48年末に発表された経済安定9原則の実施過程、いわゆるドッジ・ラインの下で、価格差補給金・復興金融金庫融資等の国家資金散布によって赤字経営を糊塗してきた民間企業が経営危機に直面することは必至となり、それを回避するためには、企業の経営・資産内容の改善を自らの手で早急に行う、いわゆる「企業整備」が不可避の課題となった。そして多くの経営者にとって、そうした課題を遂行するためには不採算事業所の閉鎖や大規模人員整理による労務費の大幅削減が不可欠であるとの判断が生じた。そしてここで、「10月闘争」など主として46年中における結成直後の産別会議系労働組合の攻勢の中で形成された労働組合の経営に対する強力な発言権、就中人事・労務管理事項に対する広範な発言権の存在、言い換えればいわゆる「経営権の蚕食」状態がその桎梏となるのは明らかであった。それゆえ、そうした既得権の法的・制度的裏づけたる労働法および個別企業での労働協約の改正もまた経営者にとっての差し迫った課題として浮上してきたのである⁽⁶⁰⁾。そして、ドッジ・ラインの実施と相前後する、中道内閣の崩壊・第二次吉田茂内閣の登場およびその後の総選挙における与党民主自由党の圧勝、というマクロ政治のアリーナにおける情勢の急展開が、こうした経営者層の意図の実現を後押しする材料となったことは言うまでもない。

逆に多くの産別会議系単組並びに共産党職場細胞にとっては、こうした経営者の動きは、人員整理による組合員数の減少、また整理対象者にしばしば、というよりほとんどの場合、共産党員はもとより非党員であろうとアクティブな組合活動家が含まれることによる組合活動および細胞活動へのダメージ⁽⁶¹⁾、さらに「経営権の蚕食」状況が失われることによる企業内での労使の制度的関係の逆転など、いかなる面からも容認しがたいものであるということも明らかであった。

かくのごとく、「企業整備」が具体的現実的争点として個別企業のレベルにおいて浮上してきた状況の中で、共産党指導部が、そしてそれを受けて産別会議指導部もまた打ち出したのが、よく知られた「産業防衛闘争」の方針である。この方針は、かかる情勢を、日本の産業が「買弁的独占資本」のために「外国資本に隷属」せしめられつつある結果であるとする認識に基づくものであり、「民族資本」と「売国的独占資本」とを区別した上で、前者とは共闘し、さらに全ての運動を、後者の手先であって「民族の敵」たる吉田内閣の打倒を目標とする闘争へと向かわしめる方針であっ

(60) この点については、西成田、前掲「占領期日本の労資関係」210-215頁を参照。

(61) この点については、三宅明正『レッド・バージとは何か 日本占領の影』大月書店、1994年、26-46頁を参照。

た⁽⁶²⁾。こうした方針の形成は、日本共産党が民族主義的な色彩をいっそう強めつつあったことの現れであり、さらに中国革命の進展という事態がその背景となっていたことも、今日では周知のことであろう。

しかし中国革命の帰趨がいかなるものであれ、それが日本における労働運動指導方針の実効性を高めるものではない。これまでの研究でも明らかにされているように、このような方針は、人員整理や協約改訂が具体的争点として現実化している個別企業レベルなどにおいて、労働組合が実際にいかなる対応をなすべきかについての指針には転化しがたいものであった⁽⁶³⁾。この点について長谷川浩は端的に次のように証言している。「経済9原則が出てドッチがきて、全般的な合理化、首切りがすすむわけですが、そのなかで共産党のとくに政治局に、ストライキに対する日和見主義が出てきました。つまりストライキマンでは駄目なんだ、というのが強くなります。そのひとつの論拠として、「アメリカ側は日本の焦土戦術を考えているのだ」という、伊藤律のものです。日本資本をつぶしてアメリカ資本を入れてくる、というもので、「共倒れになってはいけない」という、ストライキ抑制論です。……もうひとつは、職場綱領、地域綱領をつくるという方針があります。…それはいいのですが、職場の現実の問題が不明確になってしまいました。……全体的に攻勢に対して、どう切り返していくかが不明確となり、地域人民闘争でだんだん追いつめられて行って、地方解放区や職場解放区ということをやわざるをえないところに追いつめられていったのでした⁽⁶⁴⁾。

他方、産別民同はこうした事態に直面していかなる対応策を打ち出したのであろうか。例えば産別民同指導部が発表した対「企業整備」対策の内容は次のようなものであった。すなわち「基本的態度として首切りを絶対に認めないという建前では結局最悪の事態に追い込まれる他ない、しかもそれが完全に闘い抜ける条件は現在見出せない」として一定規模の解雇を容認した上で、「首切りを最小限度に食い止め得る労働者案を樹立」して「会社案に対する対案として主張」することを訴え⁽⁶⁵⁾、同時に「企業整備は、それだけの孤立した政策ではなく、労働法改訂、予算、金融政策等と一体の問題である」という認識を示し、失業保険をはじめとする社会保険制度の確立という主張をも前面に打ち出していた⁽⁶⁶⁾。

こうした方針そのものは、前述した共産党並びに産別会議主流派の「産業防衛闘争」方針に比較すれば現実性をもつものであったと言えよう。しかしながら、労働者側の「対案」の内容について

(62) 日本共産党中央委員会「民族の敵・吉田内閣を弾劾する」『アカハタ』1949年2月22日付（社会運動資料刊行会編『日本共産党資料大成』同会、1951年、277-278頁）、日本共産党中央委員会政治局「民族防衛闘争について全党員並に同情者諸君に訴う」『アカハタ』1949年4月8日付（同前284頁）、日本共産党中央委員会政治局「産業復興綱領について」『アカハタ』1949年5月8日付（同前289-290頁）、「電気工業復興綱領」『アカハタ』1949年5月8日付（同前290頁）、「第四回拡大執委の一般報告要旨」『労働戦線』1949年6月30日付。

(63) 例えば、斎藤一郎『戦後日本労働運動史』上巻、三一書房、1960年、240-250頁、藤田若雄『全日本産別労働組合会議の運動』大河内一男・藤田編『講座日本の労働問題』4巻、弘文堂、1962年、64-66頁、並びに山本、前掲『東芝争議』149-150頁を参照。

(64) 前掲『証言・産別会議の誕生』200頁。

(65) 『民主化同盟』1949年4月30日付。

(66) 『民主化同盟』1949年3月10日付。

は明確な指針を提示し得ず、具体的な対策に関しては、事実上、個別企業ないしは事業所レベルの組織任せであった。またこの段階における産別民同の非常に緩やかな組織的性格から見て、そのような具体案を作成したとしてもそれが下部において実行され得たかどうかは疑わしい。例えば、49年6月に約4,600名の大量人員整理を発表した東芝においては、産別会議主流派に属し強力な共産党細胞を抱える堀川町工場労組等を中心とする東芝労連がこれを全面拒否する態度をとり、生産管理などによる抵抗の構えを見せたのに対して⁽⁶⁷⁾、民同派は「不当な首切り絶対反対」と一応は掲げたものの、実際に整理人員数の削減を経営側に行わしめるような行動をとることはなく、逆に「早期解決 - 延引戦術絶対反対」と、東芝労連側の解雇反対闘争を批判し、さらに「真面目に働いた者は絶対に守れ、生産を破壊し、再建を妨害する者を切れ」といったスローガンさえ打ち出していた⁽⁶⁸⁾。すなわち、東芝労連対東芝経営陣という二つの主体の対抗を軸として展開した人員整理をめぐる争議の中で、民同派は何等能動的役割を果たし得ないか、あるいは客観的には経営側の人員整理案の実現に協力する役割を果たすのみという結果に終わったのである。

要するに、産別民同もまた、主観的には経営サイドによる「企業整備」に無批判に追従する意図をもつものではなかったにせよ、その統制力に欠けた組織的特質と具体的方針の欠如から労働運動指導部としての独自の役割を発揮しえなかったと言える。その結果、「企業整備」をめぐる争議に敗北し、人員整理を受入れた単組の多くが、産別会議を脱退しても産別民同の下に結集する誘因をもたず、そのまま無所属組合化するという傾向が生まれても怪しむには足りない。実際、この時期産別民同指導部はそのような傾向が生じていることを認識し、それに対して強い危機感を抱き始めていた⁽⁶⁹⁾。個別企業レベルにおける民同派による組合主導権の掌握と産別会議脱退を促進し、それを糾合して新ナショナルセンター「新産別」を結成する構想の現実化へ向けて動きつつあった産別民同指導部にとっては、このような傾向は大きな誤算を意味するものだったのである。

ところで、ドッジ・ラインの下における事態の推移の中で、産別会議の組織にとって重大な影響を与えたもう一つのもの、緊縮財政実現の一環という目的を掲げられた公務員の大量人員整理、すなわち「行政整理」である。だが実はこの「行政整理」にあたってはGHQが「共産主義分子」の解雇という目的をより明確に有していたことが明らかにされており⁽⁷⁰⁾、そのことから、産別会議傘下にあつて共産党派の主導権の確立していた全通はもとより、国鉄労組をはじめとする共産党の影響力の強い他の公共部門労組およびその内部の共産党フラクションにとっても、そして産別会議そのものにとっても、この「行政整理」は組織の命運にかかわる重大な事態として立ち現れると同時に、それぞれの単産内部において共産党派と民同派との間の抗争を頂点に達せしめるものでもあった。

「行政整理」に対する各労組の反対闘争が結局敗北に終わり、そこに国鉄3事件（下山・三鷹・松川）が絡むといった事実経過については、多くの概説書などにおいても容易に知ることのできる

(67) 東芝労連の人員整理反対闘争の経過の詳細については、山本、前掲『東芝争議』を参照。

(68) 『資料労働運動史・昭和24年』103頁。

(69) 『民主化同盟』1949年4月20日付、並びに4月30日付。

(70) 竹前栄治『戦後労働改革』東京大学出版会、1982年、349-350頁。

ものであり、本稿で詳述するまでもないであろう⁽⁷¹⁾。ただ、国鉄においては共産党および革同（容共的中立派）に属する指導部メンバーの解雇、新たにヘゲモニーを確立した民同派が被解雇者を組合から排除するという経過をたどったのに対して⁽⁷²⁾、全通においては解雇された共産党派が指導部を掌握しつづけ逆に民同派（「再建同盟」派）の組合員が指導部から排除されることによって組合組織の分裂に至ったという経過の差には、証言とのからみで注目すべきものがある。すなわち、長谷川浩はこのことに関して次のような発言を行っている。「全通分裂について言いますと、こちらのフラクションのキャップだった伊郷菊次君などは、執行部を全部失っても組合は割らないと確約しているわけです。宝樹（文彦）君は「国鉄は民同が多く、全通は共産党が多数派だから割る手はないだろう。われわれの側でも割って共産党を追放せよという意見も強かったけれど、わたしは抑えてきた。共産党が割ってくるなら別だがな」と言っていました。結局、宝樹の思う壺にこっちはまいったわけです」（括弧内引用者）⁽⁷³⁾。ともあれ、傘下最有力組織として威容を誇ってきた全通の分裂という事態は、当然のことながら産別会議の組織実態にこれまでになく深刻な影響をおよぼさざるをえないであろう。実際、民同側の結成した全通（正統派）は直ちに産別会議および全労連を脱退し⁽⁷⁴⁾、産別会議に残留した全通（統一派）はやがて完全な少数派組合に追い込まれ、約4年後には組織実体を喪失して消滅するのである。

ここで49年11月に開催された産別会議第5回大会時における組織状況を見れば、産別会議の公式発表による人員数でも769,813名となっており、前年大会時比4割弱の減である⁽⁷⁵⁾。中でも、民間部門では最大の単産であり、とりわけ戦闘的な組織として知られる全金属の組織人員が172,614名と、前年比にして半減に近い縮小ぶりを示しているのが印象的である。金属産業、とりわけ機械工業は「企業整備」の動きが最も顕著に現れた産業部門であることを考えれば、ドッジ・ラインにともなう「企業整備」がいかに産別会議の組織に打撃を与えるものであったかがわかる。しかもこの数字は、全通の組織人員を360,000名として計算されたものである。すなわち、この時点では各地方組織や個々の組合員が分裂した両派のいずれに帰属するのかが明確ではないため正確な人員数を算出することが不可能であるという技術的な理由にもよるのであるが、分裂前の全通の総人員数が、全て産別会議のそれとして算入されているのである。したがってこの時点における産別会議の実人員数はこれより少なくともさらに数十%は少なく見積もらねばならず、その後退びりは49年末にはもはや疑いない事実として姿を現しつつあった。

(71) この問題について概説・通史的文献以外に最近発表された文献としては、さしあたって佐藤一『戦後史検証』時事通信社、1993年を挙げることができる。

(72) 『資料労働運動史・昭和24年』216-230頁。

(73) 前掲『証言・産別会議の誕生』205頁。

(74) 『資料労働運動史・昭和24年』239-243頁。

(75) 以下、本段落における数値は、前掲『産別会議小史』189-190頁による。なお全金属の組織人員数の比較の基準とした前年の人員数は、48年11月段階における旧全金属と、49年10月にこれに合流する全電工の同じく48年11月時点における組織人員数とを合計したものである。

(5) レッド・ページから解散まで

産別会議のこうした衰退状況は、分裂後の全通の組織実態が明らかとなり、さらに民同派の制したいいくつかの単産の脱退などによって、50年に入るといよいよ鮮明なものとなってゆく。すなわち、『産別会議小史』に所収された資料によれば、50年6月時点での組織は、単産数で8、人員数にして第4回大会時比約4分の1にすぎない321,200名となっているが、やはりここでは、全生保・全港湾などの脱退もさることながら、分裂前の1割に満たない30,000名となっている全通の激減ぶりが大きく影響している。

しかしながら、産別民同の側もまた、前節で述べたような問題を要因として、組織としての隘路に陥っていたと言える。例えば、49年末には産別会議から完全に分離した新たなナショナルセンター新産別を正式結成するには至ったものの、インフォーマルな組合内「民同派」の組織や産別会議系単産から脱退した単組の直接加盟を除けば、産業別組織として傘下に結集しえたのは、3単産約55,000名にすぎないという状態であり⁽⁷⁶⁾、また総同盟や国鉄民同との連携を通じて新しいナショナルセンター全労会議を結成するという企図も、準備段階で頓挫した状況にあった。これにかわって、GHQの梃子入れと総同盟左派の高野実らのイニシアティブ、それに中立系諸組合の動きが絡んで急速に具体化していくのが総評の結成である。こうした経緯については細谷松太の証言が新事実も含めた興味深い内容を提示しているが⁽⁷⁷⁾、総評についての踏み込んだ言及は別の機会に譲らねばならない。

ともあれ、おそらくはこうした広義における「民同派」労組結集の動きに対抗する意図と、弱体化の覆うべくもない自らの組織と運動にとっての活路を求めて、産別会議指導部は、既に述べてきたような全労連の再編強化という方針をより発展させ、産別会議の全労連への解消という組織方針を、50年5月に執行委員会決議として決定するのである⁽⁷⁸⁾。このように少なくとも形式的には組織の解散と解釈しうる重大な組織再編方針が、大会も開かれず執行委員会段階で決定されたことにも産別会議の危機的状況が如実に窺えると言えようが、民同系労組の沈滞ムードとあいまって、組織に一定の活性化効果をも生んだようである。すなわちこの前後から、総評志向の単産の中でも共産党の影響力が残存していたか、あるいは同党の新たなフラクション組織である「統一委員会」などの活動を通じて再び浸透を見つあった単組などを中心に、総評加入反対・全労連加入の決議が多く見られるようになるのである⁽⁷⁹⁾。

しかしこうした状況が現出する一方で、それに制約を課すのみならずさらなる困難を招く要素も生まれていた。共産党そのものの混乱状況である。民同派の完全な分離によって産別会議・全労連への影響力をいっそう強めつつあった共産党は、周知のごとく、50年1月のいわゆる「コミンフォルム批判」以降内部対立を深め、加えて同年6月における全中央委員の公職追放という形での、G

(76) 法政大学大原社会問題研究所編『日本労働年鑑』23集，時事通信社，1951年，453頁。

(77) 前掲『証言・産別会議の誕生』152-156頁。

(78) 前掲『産別会議小史』172頁。

(79) 斎藤一郎『戦後日本労働運動史』上巻，三一書房，1956年，328頁，並びに西村裕通「日本労働組合総評議会の結成と分裂」大河内・藤田編前掲書，164頁。

HQによる事実上の半非合法化措置を契機として、主流派と国際派との間で完全な分裂状態に陥った。そしてここで、主流派の臨時中央指導部は、前述したような総評・民同系単組に生まれていた全労連への結集の動きについて「赤色労働組合主義」として否定的な評価を打ち出したのである⁽⁸⁰⁾。またこうした中でも共産党の基本的な闘争方針としての「地域人民闘争」は維持されており、産別会議に残った数少ない民間単産として今やその組織的な柱となっていた電産でも、この方針の具体化をめぐる民同派・共産党派の抗争が激烈なものとなっていた⁽⁸¹⁾。

事態がかくのごとき展開を見せていた中で、8月における全労連解散指令と、その後朝鮮戦争勃発をはさんでのレッド・パージの進行が、産別会議の死命を制することとなった⁽⁸²⁾。産別会議にとって起死回生をかけた大胆な組織方針であった全労連への発展的解消の道はこれによって封じられ、レッド・パージは、とくに金属産業に相当数残存していた産別会議および旧全労連系単組における共産党組織を壊滅させることによって、これら単組の脱退を決定的に促進したのみならず⁽⁸³⁾、電産においては、このパージを利用した共産党派組合員の追放（再登録指令）によって民同派の覇権が確立し⁽⁸⁴⁾、このことによって、産別会議は、傘下に残っていた数少ない一産業部門中最大組織であり、結成以来の最有力組織の一つであった電産を喪失した。

これ以降の経緯についてはごく簡単に述べるにとどめておこう。すなわち、全金属を中心とした極めて小さなナショナルセンターとなった産別会議は、総評系労組内の「統一委員会」とも連携しつつかつろうじて存続するが、1951年頃から、総評のいわゆる「左傾化」にともなって、共産党主流派の指導の下で総評への「なだれ込み」という動きが生まれ、土建・印刷等傘下に残っていたわずかな単産がさらに脱退していったのみならず、全金属傘下の単組もまた総評全金に漸次吸収されてゆく。この点については吉田資治の証言中で詳しく述べられており、吉田を中心とする当時の産別会議指導部は必ずしもこうした動きを手放して容認していたわけではないことが語られている⁽⁸⁵⁾。全金属自体は他の単産と異なりなかなか産別会議を脱退しなかったことは、こうした吉田証言を裏付けるものであろうが、こうした趨勢そのものが変化することはなく、最終的には、1955年の共産党六全協を経た後の1958年、全金属総体が総評全金と合同するにともなって、戦後労働運動の一時代を現出した産別会議も解体に至ったのである。

(80) 椎野悦朗「すべてを反ファシヨ民主民族戦線へ - 党全国代表者会議における一般報告 - 」『アカハタ』1950年6月20日付（日本共産党中央委員会五〇年問題文献資料編集委員会編『日本共産党五〇年問題資料集（2）』新日本出版社、1957年、7頁）。なお斎藤、前掲書、328頁をも参照。

(81) この点に関しては河西宏佑『聞書・電産の群像』平原社、1992年、260-265頁を参照。

(82) レッド・パージの具体的展開については、三宅、前掲書を参照。

(83) こうしたパターンをたどった主要な組織としては、それぞれ全金属・大金属傘下にとどまっていた日本鋼管鶴見製鉄所労組および八幡製鉄所労組がある。詳細は日本鋼管鶴見製鉄所労働組合編『鶴鉄労働運動史』駿台社、1956年、八幡製鉄労働組合編『八幡製鉄労働運動史』同組合、1957年などを参照のこと。

(84) 『資料労働運動史・昭和25年』393-399頁。

(85) 前掲『証言・産別会議の誕生』245-246頁。

むすびにかえて

以上、産別会議をめぐる研究史の批判的検討、およびそれを踏まえた上での産別会議の実証研究を今後進める上での素材となるべき、可能な限り客観的な視点から再構成した産別会議の略史を、不十分ながら展開してきた。しかしながら筆者の力量不足から、例えば産業復興会議・経済復興会議をめぐる動きにはほとんどふれることができなかつたし⁽⁸⁶⁾、産業別統一団体協約締結運動に見られる企業別・事業所別組織形態の実質的な克服をめざす取り組みや、一見こうした運動と矛盾するかにも見える、企業連の形成が共産党によっても促進されていたという事実も重要な論点であるが⁽⁸⁷⁾、これにも言及し得なかつた。産別会議の運動に関する未開拓の分野として今後最も進展の可能性を秘めているのは、一見はなばなしい「戦闘的」な闘争や政治的な局面にかかわる側面よりも、このような、いわば日本における産業民主主義の展開にかかわる問題であると言えるかもしれない。こうした課題はいずれ筆者をも含め産別会議や日本労働史ないしは労働問題研究者によって本格的な検討の俎上にあげられねばならないであろうが、本稿は、さしあたり以上の点の指摘のみをもって結びにかえることとしたい。

(ひょうどう・あつし 九州大学ベンチャービジネスラボラトリー研究員
法政大学大原社会問題研究所嘱託研究員)

⁽⁸⁶⁾ この点については、早川征一郎・吉田健二「経済復興会議の組織と運動」(上・中・下)『研究資料月報』(法政大学)283号,284号,292号,1982年が今のところ最も詳細な研究である。

⁽⁸⁷⁾ 前掲『証言・産別会議の誕生』177頁における長谷川浩の証言など参照。